答申第37号

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は,本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした部分のうち,次の部分を開示すべきである。

「公認会計士又は監査法人の監査報告書」に記載されている公認会計士及び監査法 人の関与社員の氏名及び印影

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は,情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。)第4条の規定により,宮城県知事(以下「実施機関」という。)に対し,平成 12年3月21日付けで「学校法人 の1997年度及び1998年度の決算書(一切の明細書 及び内訳書並びに監査報告書を含む。)」について,開示の請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は,本件開示請求に対応する行政文書として,次のもの(以下「本件行政 文書」という。)を特定した。
- (1) 学校法人 に係る次の計算書類(平成9年度,平成10年度)
 - イ 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表
 - (イ) 資金収支内訳表
 - (口) 人件費支出内訳表
 - ロ 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表
 - ハ 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表
 - (イ) 固定資産明細表
 - (口) 借入金明細表
 - (八) 基本金明細表
- (2) 学校法人 の平成9,10年度決算に係る監査報告書

- イ 監事の監査報告書
- ロ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

その上で,実施機関は,本件行政文書の一部を除いて開示する部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い,一部について行政文書の開示をしない理由を次のとおり付けて,平成12年3月31日付けで異議申立人に通知した。

イ 条例第8条第2号(平成12年宮城県条例第131号による一部改正後の第8条第1 項第2号。以下同じ。)に該当する。

「公認会計士の氏名及び学校法人監事名については,公表を前提としない個人情報である。」

口 条例第8条第3号(平成12年宮城県条例第131号による一部改正後の第8条第1 項第3号。以下同じ。)に該当する。

「中科目以下(補助金収入に係る科目を除く。)の情報を開示することは,当該学校法人の自主性を損なうことになるばかりでなく,大科目に相当する情報の開示によってもある程度明らかになる学校法人の経営方針,財政状況等について,当該学校法人の社会的評価等に直接結びつく詳細な情報までをも明らかにする結果となり,当該学校法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる。」

3 異議申立人は,平成12年4月18日,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6 条の規定により,本件処分を不服として,実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての内容を総合すると, おおむね次のとおりである。

(1) 条例第8条第2号の該当性について

- イ 監事については, 大学生活協同組合の監査報告書に署名した監事の氏名及び印影が,実施機関により公開されている。消費生活協同組合においても監事の氏名は登記事項ではないことから,情報開示請求等により公開され,又は公開することが予定されている情報に当たると考えられる。つまり,民法の特別法を根拠法として設立された法人の監事の氏名は,必ずしも非開示とされていないことから,本件氏名もただし書イの「慣行として公表され,又は公表することが予定されている情報」に当たることは明らかである。
- ロ 公認会計士となる資格を有する者が公認会計士となるには,公認会計士法(昭和23年法律第103号)に基づき,公認会計士名簿に登録を受けなければならないとされており,日本公認会計士協会は,その登録をしたときは,官報をもって公告しなければならないとされている。つまり,公認会計士の氏名は,ただし書イの「法令の規定により公開されている情報」に該当する。

(2) 条例第8条第3号の該当性について

イ 学校法人会計基準(昭和46年文部省告示第18号)で中科目の設定や小科目の 追加が可能なことをもって,計算書類の作成には当該学校法人の自主性が相当程 度認められているという実施機関の主張は誤りである。

計算書類の作成に当たって用いるべき科目名及び各計算書の様式は,厳密に定められており,各学校法人の自主的な運用が全面的に認められているものではない。また,科目等の追加が行われていることが明らかになったとしても,そのことが常に「権利,競争上の地位その他正当な利益」を損なうことになるとは言えない。

- 口 行政文書開示請求による経理内容の公開が外見上は「企業秘密の漏えい」になるとしても、当該学校法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益」を損なうとは必ずしも言えない。なぜなら、平成11年9月24日に大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)が改正され、少なくとも大学を設置している学校法人は、自己点検・評価を行いその結果を公表することが義務付けられている。
- ハ 実施機関は私立学校間の競争を好ましいものとは考えていないようだが,文部

科学省は,高等教育機関については,競争的な環境の中で切磋琢磨して,多様化個性化を図りながら発展していくことを求めている。小中高においても,学校間で公正で健全な競争が行われることは決してマイナスではなく,むしろ好ましいことである。受験生をはじめとする外部社会に対して情報開示を積極的に進め,公正な競争が行われるような環境を整えていく責任が行政当局にはあると言える。

競争をあおるという意味では、「流通競争」といわれるほど厳しい競争にさらされている生活協同組合の決算書が、実施機関により全部開示されている。学校法人よりもはるかに私企業的性格が強く、その自主性・自律性を尊重すべき度合いも高い生活協同組合の決算書類を全部開示しているのだから、本件行政文書が部分開示となるのは整合性や合理性に欠けている。

私立学校の評価に当たっては,教育理念や教育課程,校風,学校の歴史等多くの項目を検討する必要があり,経理内容は評価項目の一つに過ぎない。受験生も経理内容だけで進学を決めるわけではないのだから,経理内容の詳細の公開が私立学校間の競争をあおることは考えられない。

二 一律に大科目は公開できるが、中科目以下は公開できないというものではない。 計算書類の各様式、各科目の意味や性格、計上されている金額、計算書類全体に 対する個々の様式や科目の位置付け、全国の標準的数値や比率との比較等を総合 的に判断して開示・非開示を決定する必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると,おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第2号の該当性について

「監事の監査報告書」及び「公認会計士又は監査法人の監査報告書」には,監査を 行った監事の氏名や公認会計士の氏名の記載がある。これらの情報は個人に関する情報であって,特定の個人が識別されるものである。

(1) 学校法人の監事の氏名及び印影について

異議申立人は生活協同組合の監事と対比しているが、生活協同組合は、組合員の 出資により相互扶助を目的として設置されるものであり、組合への加入は制限でき ない。生活協同組合の監事は役員選挙により組合員から選ばれており,選挙の結果 は組合員に周知されるため,実質的には広く公開されているものと言える。一方, 学校法人の監事は,当該学校法人の寄附行為の規定により,学校法人の評議員会で 選任されるものであり,法令上登記事項とされておらず,慣行による公開もされて いない。

(2) 公認会計士の氏名及び印影について

学校法人の監査を行った公認会計士の氏名は、法令や慣行により公開されている ものではなく、公認会計士が公認会計士法により登録を義務付けられていることと、 その業務として特定の学校法人の監査を行ったことが明らかになることは意味が異 なる。

2 条例第8条第3号の該当性について

- (1) 本件処分と同種の開示請求に係る部分開示決定に対する異議申立てについて,審 査会から平成9年8月28日付け答申第22号を受けており,本件処分は当該答申の内 容を最大限尊重したものである。
- (2) 私立学校は、公教育の一翼を担うものではあるが、私立学校を設置する学校法人間での競争が現存することは明らかである。この意味においては、学校法人は私企業的性格が強いものであり、このような学校法人について、経理内容の詳細を公表することは一面において企業秘密の漏えいであり、一面において私立学校間の競争をあおることになる。
- (3) 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき公的助成を受けている学校法人が作成・提出する計算書類には、学校法人会計基準によって記載すべき科目が定められており、大科目は変更できないが、中科目の設定や小科目の追加は可能であり、学校法人の自主的な運用が認められている。このため、中科目以下の情報を開示することは、当該学校法人の自主性を損なうことになるばかりでなく、当該学校法人の経営方針、財務状況等について、当該学校法人の社会的な評価等に直接結びつく詳細な情報までをも明らかにする結果となり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるものと認められる。

- (4) ただし、補助金に関しては一定の方針、基準の下に交付されており、小科目まで 開示したとしても、学校法人の自主性を損なうものではなく、運営・経営面におけ る独自性が明らかになることもないと認められる。
- (5) 生活協同組合との対比については,生活協同組合の財務関係書類は,消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づき組合員等への閲覧が義務付けられているし,総会において組合員に配布もされている。組合員への加入は制限できないため,実質的には財務関係書類は公開されているものと言える。
- (6) 私立学校間の公正で健全な競争が行われるためには、それぞれの学校法人が自主的に情報を公開することが必要である。何を、どのように、誰に対して公開していくのか自体、各学校法人の事業活動の自由であり、条例も法人等の事業活動の自由を原則として保障している。この事業活動の自由と私立学校の有する公共性とをかんがみ、大科目に相当する部分を開示したのであり、より詳細な部分についての公表は各学校法人の自主性にゆだねられるべきである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書の性格等について

私立学校振興助成法第4条の規定により,国は,大学又は高等専門学校を設置する 学校法人に対し,教育又は研究に係る経常的経費について補助することができるとさ れ,同法第9条の規定により,都道府県は,その区域内にある小学校,中学校,高等学校,中等教育学校,盲学校,聾学校,養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し,教育に係る経常的経費を補助することができるとされている。補助金の交付を受ける学校法人は,同法第14条の規定により,学校法人会計基準に従って会計処理を行い,貸借対照表,収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し,公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して所轄庁に届け出ることとされている。

本件行政文書は,宮城県内に大学,高等学校,中学校及び幼稚園を設置する当該学校法人から実施機関に提出された財務関係書類及び監査報告書であり,実施機関の職員が職務上取得し,管理している行政文書である。

なお,本件処分において非開示とされた部分は,次のとおりである。

- (1) 計算書類の補助金収入に係る科目を除く中科目以下の情報
- (2) 監事の氏名及び印影
- (3) 公認会計士及び監査法人の関与社員の氏名及び印影

3 条例第8条第2号の該当性について

条例第8条第2号は,「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって,特定の個人が識別され,若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが,公開することにより,なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き,実施機関は,行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは,行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し,個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため,個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり,また,条例第3条第1項後段は,実施機関に,個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け,その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報として、条例第8条第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当

該情報のうち,当該公務員の職,氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については,同号本文に該当する場合であっても,行政文書の開示をしなければならないと規定している。

以上の解釈を前提にして、本件非開示部分について個別に検討する。

(1) 「監事の監査報告書」に記載されている監事の氏名及び印影について

これらは,同号本文に該当することは明らかであるので,同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として公開され,又は公開することが予定されている情報」 に該当するかどうかについて検討する。

学校法人については,私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づき組合等登記令(昭和39年政令第29号)によって登記すべき事項が定められているが,監事の氏名については登記すべき事項とはされていない。また,その他の法令によっても公表されている情報ではないことが認められる。さらに,当該監査報告書が慣行として公表されているということもないため,当該情報がただし書イ「法令の規定により又は慣行として公開され,又は公開することが予定されている情報」に該当するとは認められない。

なお,異議申立人は,生活協同組合の監事の氏名が開示されているにもかかわらず,本件行政文書に記録されている学校法人の監事の氏名が非開示とされるのは不合理である旨主張するが,生活協同組合の監査報告書は,多数の組合員に配布されていることから公表されている情報として開示されたものであり,実施機関が両者の取扱いを異にしていることが不合理であるとは認められない。

したがって,実施機関が条例第8条第2号に該当するとして非開示としたことは, 妥当である。

- (2) 「公認会計士又は監査法人の監査報告書」に記載されている公認会計士及び監査法人の関与社員の氏名及び印影について
 - イ 公認会計士の氏名及び印影について

条例第8条第2号本文は、同号に規定する「個人に関する情報」のうち「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外している。「事業を営む個人」とは、条例の解釈及び運用基準によると、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条第5項から第7項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営

む個人をいうとされている。また,「当該事業に関する情報」とは,事業内容, 事業用資産,事業所得など事業活動に直接関係する情報をいうとされている。

公認会計士業は地方税法第72条第7項第14号に掲げられており、公認会計士業を営む個人は「事業を営む個人」に該当する。公認会計士が財務書類の監査をすることは公認会計士の事業であり、監査報告書に署名押印することが義務付けられていることから、監査報告書に記録されている氏名及び印影は「当該事業に関する情報」に該当すると認められる。

したがって,公認会計士が監査報告書に記載した氏名及び押印した印影は,本条第2号には該当せず,その他の非開示情報にも該当しないから,開示することが適当であると認められる。

ロ 監査法人の関与社員の氏名及び印影について

監査法人の関与社員は、その法人が行う業務の執行者に過ぎないため、「事業を営む個人」には該当しない。したがって、監査法人の関与社員の氏名及び印影については、条例第8条第2号に規定する「個人に関する情報」に該当することから、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当するかどうかについて検討する。

監査法人とは財務書類の監査又は証明等を業務とする法人であり、社員は公認会計士のみとされている。また、公認会計士法に基づき組合等登記令によって社員の氏名及び住所は登記すべき事項とされる。公認会計士法によると、監査法人が財務書類の証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員がその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならないとされている。

つまり,監査法人が財務書類の証明をする場合,業務を執行した社員個人の 署名押印を必要としていることに加え,社員の氏名が登記事項とされていると いう制度の趣旨からすると,監査報告書に記載されている関与社員の氏名及び 印影は,本条第2号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公開され, 又は公開することが予定されている情報」に該当し,開示することが適当であ ると認められる。

4 条例第8条第3号の該当性について

条例第8条第3号は,「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって,公開することにより,当該法人等又は当該個人の権利,競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書については,法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨から,実施機関は,行政文書の開示をしないことができると規定している。

本号にいう「競争上の地位その他正当な利益が損なわれるもの」とは,生産技術,営業,販売上のノウハウに関する情報又は経営方針,経理,人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって,公開することにより,法人等若しくは事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又はその他公開することにより,法人等若しくは事業を営む個人の名誉,社会的評価,社会活動の自由等が損なわれると認められる情報をいうと解される。

本件学校法人の計算書類は、「経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報」であるのは明らかであるので、「公開することにより、法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当するかどうかについて検討する。

(1) 学校法人の計算書類は、学校の日々の活動を帳簿に記録し、その記録を一定の基準に基づいて整理し、作成されたものであり、学校の全活動の状況が数字により明らかにされているものである。この記録をするための一定の基準が「学校法人会計基準」であり、一般の企業における「企業会計原則」と同様の会計処理のルールである。学校法人においては、日々の取引が帳簿に記録され、その取引の実態に合わせて「学校法人会計基準」において定められた勘定科目が選ばれる。日々の仕訳は小科目を使っており、大科目はその小科目の属性が同じものをまとめたものである。

すなわち,各学校法人の自由な活動の結果を,決められたルールによって表示しているに過ぎないから,「学校法人会計基準」で科目や様式が厳密に定められていることをもって,学校法人の自主性が制限されているとは認められない。それは,「企業会計原則」に従って会計処理を行う企業が自由な活動を行えないわけではないことと同様である。

中科目以下の部分から、具体的な事業活動等が明らかになることは認められるが、

次に,これを公開することによって,当該法人の権利,競争上の地位その他正当な 利益が損なわれるかどうかについて検討する。

- (2) 私立学校は,国・公立学校とは異なり,建学の精神をいかした独自の校風により, 各学校ごとに特色ある教育研究を実施している。詳細な計算書類をみれば,それら 独自の事業活動,事業運営等が容易に読み取られることとなり,当該学校法人独自 の経営戦略や経営上のノウハウ等が明らかになった場合や,他の学校法人と比較し て優劣が明らかになった場合には,当該法人の権利,競争上の地位その他正当な利 益が損なわれるものであると認められる。
- (3) 異議申立人は,大学設置基準第2条第1項に「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い,その結果を公表する」及び同条第3項に「当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない」と規定されているから,「企業秘密の漏えい」であっても「正当な利益」を損なうとは必ずしも言えないと主張するが,これらの規定から,中科目以下の詳細な経理情報を一般第三者に公表することまでを予定していると解釈することはできない。公表すべきは,詳細な実態そのものではなく,自己点検の結果であり,大学の職員以外の者とは,大学団体等の組織を予定していると解される。したがって,大学設置基準の改正により,「正当な利益」を損なうことはないということは認められない。
- (4) なお、異議申立人は、計算書類についても 大学生活協同組合との対比をしているが、先に述べたとおり、多数の組合員に配布された資料であり、公開することによって正当な利益が損なわれるとまでは言えないとして開示されたものなので、 実施機関が両者の取扱いを異にしていることが不合理であるとは認められない。
- (5) 以上のことから、中科目以下の詳細な経理情報は、「公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」であり、実施機関が条例第8条第3号に該当するとして非開示としたことは妥当である。

5 結論

以上のとおり,実施機関が,本件非開示情報のうち,学校法人の監事の氏名及び印

影を条例第8条第2号本文に該当するとして,また,計算書類のうち補助金収入に係る科目を除く中科目以下の情報を条例第8条第3号に該当するとして,それぞれ開示しないと決定したことは妥当である。

しかし,実施機関が,公認会計士及び監査法人の関与社員の氏名及び印影を条例第 8条第2号本文に該当するとして,開示しないと決定したことは妥当ではない。

第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は,別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

	加西西南	
年 月 日	処 理 内 容	
12 . 4 . 24	諮問を受けた。(諮問第88号)	
12 . 5 . 23	異議申立人から意見書を受理した。	
13 . 4 . 17	事案の審議を行った。	
(第148回審査会)		
13 . 5 . 15	事案の審議を行った。	
(第149回審査会)		
13 . 6 . 19	実施機関から意見等の聴取を行った。	
(第150回審査会)	事案の審議を行った。	
13 . 7 . 25	事案の審議を行った。	
(第152回審査会)		
13 . 9 . 18	事案の審議を行った。	
(第154回審査会)		
13 . 10 . 15	事案の審議を行った。	
(第155回審査会)		
13 . 11 . 13	事案の審議を行った。	
(第156回審査会)		

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏 名	現職	備考
犬 飼 健 郎	弁護士	会長
遠 藤 香枝子	主婦	
岡 本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木 健 次	弁護士	
本 図 愛 実	宮城教育大学教育学部講師	

(平成13年12月11日現在)